

報告事項第 5 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について

豊島区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 14 年教育委員会規則第 15 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について臨時代理したので、同条第 2 項の規定により報告し、その承認を求める。

令和 6 年 7 月 22 日

提出者 豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

6 豊教指発第 5 1 3 号

令和 6 年 7 月 1 0 日

人事課長

佐藤 重春 様

豊島区教育委員会事務局

指導課長 丸山 順子

条例の一部改正について

標記の件について、下記のとおり立案請求を依頼いたします。

記

1 条例名

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

2 立案請求理由

子育て部分休暇の導入等に伴い、幼稚園教育職員についても区長部局職員と同様の条例改正を行う必要があるため。

3 改正概要

新旧対照表（案）のとおり

4 区議会付議の時期

令和 6 年第 3 回定例会

5 施行年月日

令和 7 年 4 月 1 日

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
(特別休暇) 第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。 (1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇 (2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇 2 (略) <u>(子育て部分休暇)</u> <u>第18条の3 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が</u>	(特別休暇) 第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。 (1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇 (2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇 2 (略) <u>(新設)</u>

満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。）その他教育委員会規則で定める子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。